

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 2 5 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 公所 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 5 5 条第 1 項の規定により設置された支所、法第 1 5 6 条第 1 項の規定により設置された行政機関及び<u>法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設を管理するための機関をいう。</u> (支所) 第 3 7 条 <u>瀬戸市役所支所設置条例</u>（昭和 3 4 年瀬戸市条例第 1 2 号）に規定する支所においては、次の事務を分掌する。 (1)から(14)まで <省略> (課に属する公所) 第 4 4 条の 2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 公所 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 5 5 条第 1 項の規定により設置された支所及び出張所としての市民サービスセンター、<u>法第 1 5 6 条第 1 項の規定により設置された行政機関、法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設を管理するための機関をいう。</u> (支所) 第 3 7 条 <u>瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例</u>（昭和 3 4 年瀬戸市条例第 1 2 号）に規定する支所においては、次の事務を分掌する。 (1)から(14)まで <省略> (課に属する公所) 第 4 4 条の 2 次の表の左欄に掲げる課に同表中欄に掲げる公所を置き、当該公所においては、

同表右欄に掲げる事務を分掌する。			同表右欄に掲げる事務を分掌する。					
所属課	公所名	分掌事務	所属課	公所名	分掌事務			
＜省略＞			＜省略＞					
環境課	＜省略＞	＜省略＞	環境課	＜省略＞	＜省略＞			
			市民課	市民サービスセンター	(1) 市政情報の提供に関する <u>こと。</u>			
					(2) 印鑑登録証明書の交付に関する <u>こと。</u>			
					(3) 身分証明書の交付に関する <u>こと。</u>			
					(4) 戸籍の証明書並びに住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関する <u>こと。</u>			
					(5) 市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関する <u>こと。</u>			
					(6) 市税、使用料、手数料等の収納に関する <u>こと。</u>			
					(7) 市民サービスセンターの施設の管理に関する <u>こと。</u>			
			＜省略＞			＜省略＞		
			(公所の職制)			(公所の職制)		
			第４６条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			第４６条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務			
＜省略＞			＜省略＞					
資源リサイクルセンター	＜省略＞	＜省略＞	資源リサイクルセンター	＜省略＞	＜省略＞			
			市民サービス所長		上司の命を受け、市民サ			

			スセンター	ービスセンターの事務を
				掌理し、所属の職員を指
				揮監督する。
<省略>			<省略>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。